

規則第4条の5第1項第2号ト、リ及びヲの規定による測定結果を得られた年月日及び測定の結果  
(1号炉)

測定項目	規則第4条の5第1項第2号ト(※1)			規則第4条の5第1項第2号リ(※2)			規則第4条の5第1項第2号ヲ(※3)			
	測定年月日	最大 ℃	最少 ℃	平均 ℃	最大 ℃	最少 ℃	平均 ℃	最大 ppm	最少 ppm	平均 ppm
20/9/1	火	902	763	831	187	183	185	39.25	5.38	11.36
9/2	水	926	796	852	189	182	185	20.63	5.38	8.81
9/3	木	946	775	857	187	182	185	71.38	4.25	12.38
9/4	金									
9/5	土									
9/6	日									
9/7	月									
9/8	火	920	769	840	186	182	184	11.00	4.13	6.09
9/9	水	956	791	877	188	182	185	7.75	3.88	5.35
9/10	木	931	768	832	189	181	185	34.25	6.25	10.39
9/11	金									
9/12	土									
9/13	日									
9/14	月									
9/15	火	1,092	777	846	189	178	185	52.25	7.50	11.87
9/16	水	910	788	841	189	183	185	124.25	6.00	21.53
9/17	木	936	754	828	187	180	184	65.50	5.25	12.37
9/18	金									
9/19	土									
9/20	日									
9/21	月									
9/22	火									
9/23	水									
9/24	木	952	791	856	187	182	185	50.38	6.75	17.25
9/25	金									
9/26	土									
9/27	日									
9/28	月									
9/29	火	982	752	835	189	182	185	38.75	6.00	12.99
9/30	水	934	773	834	188	181	184	23.50	5.50	9.86

(※1) 規則第4条の5第1項第2号ト……燃焼室中の燃焼ガスの温度

(※2) 規則第4条の5第1項第2号リ……集じん器に流入する燃焼ガスの温度

(※3) 規則第4条の5第1項第2号ヲ……煙突から排出される排ガス中の一酸化炭素の濃度

※  部分は立ち上げ及び立ち下げ日

部分は操業停止

規則第4条の5第1項第2号ト、リ及びヲの規定による測定結果を得られた年月日及び測定の結果  
(2号炉)

測定項目	規則第4条の5第1項第2号ト(※1)			規則第4条の5第1項第2号リ(※2)			規則第4条の5第1項第2号ヲ(※3)			
	測定年月日	最大 ℃	最少 ℃	平均 ℃	最大 ℃	最少 ℃	平均 ℃	最大 ppm	最少 ppm	平均 ppm
20/9/1	火									
9/2	水									
9/3	木									
9/4	金									
9/5	土									
9/6	日									
9/7	月									
9/8	火	931	833	875	188	182	185	11.63	4.38	6.68
9/9	水	965	829	873	188	183	185	7.13	3.75	5.48
9/10	木	910	835	868	188	184	186	7.75	4.00	5.92
9/11	金									
9/12	土									
9/13	日									
9/14	月									
9/15	火									
9/16	水									
9/17	木									
9/18	金									
9/19	土									
9/20	日									
9/21	月									
9/22	火									
9/23	水									
9/24	木									
9/25	金									
9/26	土									
9/27	日									
9/28	月									
9/29	火	916	827	863	188	183	185	7.13	5.25	6.35
9/30	水	936	830	877	187	182	185	6.25	5.25	5.53

(※1) 規則第4条の5第1項第2号ト……燃焼室中の燃焼ガスの温度

(※2) 規則第4条の5第1項第2号リ……集じん器に流入する燃焼ガスの温度

(※3) 規則第4条の5第1項第2号ヲ……煙突から排出される排ガス中の一酸化炭素の濃度

※  部分は立ち上げ及び立ち下げ日

部分は操業停止